

令和5年度離職者等委託訓練委託業務
プロポーザル募集要項

令和5年1月19日

岐阜県商工労働部労働雇用課

目 次

1	令和5年度離職者等委託訓練委託業務プロポーザル募集要項	1～	9
	別添1 注意事項	10	
	別表1 評価項目及び配点	11～	15
	募集要項別紙	16～	23
	別紙1 参加申込書		
	別紙2 参加者概要書		
	別紙3 誓約書		
	別紙4 共同体構成員届出（共同体の場合）		
	別紙5 共同体協定書（共同体の場合）		
	別紙6 委任状（共同体の場合）		
	別紙7 質問票		
2	別記①令和5年度離職者等委託訓練計画（補足資料含む）	24～	27
3	令和5年度離職者等委託訓練委託業務仕様書		
	知識等習得コース（産業人材育成科含む）	28～	37
	知識等習得コース（産業人材育成科含む）別紙1・2	38～	45
	実務に役立つIT活用力習得コース	46～	52
	実務に役立つIT活用力習得コース 別紙1・2	53～	58
	実務に役立つIT活用力習得コース 別紙3	59～	65
	建設人材育成コース	66～	73
	建設人材育成コース 別紙1・2	74～	79
	定住外国人向け職業訓練コース	80～	87
	定住外国人向け職業訓練コース 別紙1・2	88～	93
	託児サービス	94～	96
	情報セキュリティ体制報告書 別紙4	97～	98
	情報セキュリティ対策実施報告書 別紙5	99	
4	企画提案書類 様式第1号～様式第16号様式		
	ア 企画提案書		（様式第1号）
	イ 提案内容整理票		（様式第2号）
	ウ 企画提案内容		（様式第3号）
	エ 訓練カリキュラム		（様式第4-1号）
	訓練カリキュラム（職場実習付訓練）		（様式第4-2号）
	オ 就職支援内容		（様式第5号）
	カ 過去の就職実績		（様式第6号）
	キ 訓練環境等一覧表		（様式第7号）
	ク 運営・指導・就職支援体制		（様式第8号）
	ケ 訓練実施経費見積書		（様式第9-1号）
	託児サービス経費見積書		（様式第9-2号）
	コ 使用教材一覧表		（様式第10号）
	サ 職場実習先一覧		（様式第11-1号）
	職場実習先の概要		（様式第11-2号）
	訓練カリキュラム（職場実習用）		（様式第11-3号）
	講師名簿（職場実習用）		（様式第11-4号）
	使用教科書等一覧（職場実習用）		（様式第11-5号）
	シ 託児サービスの内容及び提供施設の概要等		（様式第12-1号）
	認可外保育施設指導監督基準チェック表		（様式第12-2号）
	ス 使用機械一覧		（様式第13号）
	セ 社会的課題への取り組み		（様式第14号）
	ソ 職場見学等実施計画書		（様式第15号）
	チ オンラインによる訓練実施計画		（様式第16号）

令和5年度離職者等委託訓練委託業務 プロポーザル募集要項

岐阜県では、離職者等の就職を支援するため、就職に必要な知識や技能を身につけていただけるよう、「離職者等委託訓練事業」を実施しています。

当該事業については、専修学校等の民間教育訓練機関に委託して実施しており、その機動性や知識、ノウハウ等を活用して効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集します。

本事業は、「国と県との協議が整うこと」及び「令和5年度岐阜県の予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

そのため、国との協議が整い、岐阜県の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

令和5年度離職者等委託訓練委託業務

2 事業の目的

職業能力の開発を必要とする離職者等に対して、民間教育訓練機関等による多様な職業訓練の受講機会を提供し、再就職の促進を図るために実施する。

3 業務内容等

離職者の応募・就職が見込まれる職業訓練及び就職支援の実施

詳細は別添「令和5年度離職者等委託訓練委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

実施する訓練については、別記①「令和5年度離職者等委託訓練計画」（以下「別記①訓練計画」という。）の中から選択すること。

4 委託業務期間

訓練科目ごとに契約で定める期間

※契約締結日から訓練修了後3ヶ月以内の就職状況報告期日まで

5 委託費

訓練の区分ごとに定める次の金額（税込）を上限とする。（詳細は別記①訓練計画参照）

(1) 訓練実施経費単価の上限額

区 分	訓練生1人1月あたりの上限額（税込）
知識等習得コース	55,000円
建設人材育成コース	110,000円
実務に役立つ デジタル活用力習得コース	66,000円
定住外国人向け 職業訓練コース	99,000円

(2) 託児サービス経費単価の上限額

区 分	託児児童1人1月あたりの上限額(税込)
託児サービス設定コース	72,600円

(3) 就職支援経費単価

就職支援経費就職率	訓練生1人1月あたりの額(税込)
80%以上	22,000円
60%以上80%未満	11,000円
60%未満	0円

※1 就職支援経費は実績(就職支援経費就職率)に応じて上記の額を支給する。

※2 「建設人材育成コース」、「実務に役立つIT活用力習得コース」及び「定住外国人向け職業訓練コース」は、就職支援経費の対象外とする。

(4) 職場見学等推進費

職場見学等実施率	訓練生1人1コースあたりの額(税込)
80%以上	11,000円
80%未満	0円

※1 職場見学等推進費は訓練生の職場見学等の出席状況(職場見学等実施率)に応じて上記の額を支給する。

※2 「知識等習得コース」のうち介護分野及び障害福祉分野における職場見学等を実施する訓練コースを対象とする。

(5) デジタル訓練促進費(IT関係資格)

区 分	訓練生1人1月あたりの額(税込)
資格取得率35%以上、かつ、デジタル訓練促進費就職率70%以上	11,000円
上記以外	0円

※1 デジタル訓練促進費は訓練受講修了者の資格取得状況(資格取得率)及びデジタル訓練促進費就職率に応じて上記の額を支給する。

※2 「知識等習得コース」のうちデジタル分野の訓練であって、ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の資格(NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているもの。)の取得を目指す訓練コースを対象とする。

(6) デジタル訓練促進費(Webデザイン関係資格)

区 分	訓練生1人1月あたりの額(税込)
資格取得率50%以上、かつ、デジタル訓練促進費就職率70%以上	11,000円

上記以外	0円
------	----

※1 デジタル訓練促進費は訓練受講修了者の資格取得状況（資格取得率）及びデジタル訓練促進費就職率に応じて上記の額を支給する。

※2 「知識等習得コース」のうちデジタル分野の訓練であって、国が示す Web デザイン関係に該当する資格の取得を目指すコースを対象とする。

(7) デジタル職場実習推進費（IT 関係資格）

職場実習出席率	訓練生1人1コースあたりの額（税込）
80%以上	22,000円
80%未満	0円

※1 デジタル職場実習推進費は訓練生の職場実習の出席状況（職場実習出席率）に応じて上記の額を支給する。

※2 「知識等習得コース」のうちデジタル分野（IT 関係資格）の訓練であって、デジタル分野の訓練に関する職場実習を組み込む訓練コースを対象とする。

第2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあつては、下記（1）から（12）までの要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員を含むすべての構成員が（1）から（11）までの要件を満たす必要があるものとする。なお、（12）については、共同体の構成員のいずれかが有していればよいこととする。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (10) 労働保険、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること（加入義務のない者は除く。）。
- (11) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可等（以下「免許等」という。）を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許等を受けていること。
※特に、介護員養成科においては、予め介護員初任者研修事業の指定申請を行い、企画提案書に指定申請書又は指定通知書の写しを添付すること。
- (12) 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」（以下「ガイドライン研修」という。）の有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
※ガイドライン研修修了者の修了証の写しを添付すること。

第3 スケジュール

項 目	日 程
(1) 募集要項等の公表・配布	令和5年1月19日（木）～令和5年2月9日（木）
(2) 募集要項等に関する質問受付	令和5年1月19日（木）～令和5年2月9日（木）
(3) プロポーザル参加申込受付	令和5年1月19日（木）～令和5年2月9日（木）
(4) 企画提案書受付	令和5年1月19日（木）～令和5年2月17日（金）
(5) プロポーザル評価会議	令和5年3月1日（水）、3月2日（木）（予定）
(6) 評価結果の通知・公表	令和5年3月第2週（予定）

第4 応募に関する手続

1 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 令和5年1月19日（木）～令和5年2月9日（木）
8時30分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 配布場所 岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階）

※募集要項等は、県公式ホームページの以下のページに掲載します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

2 募集要項等に関する質問受付

- ① 受付期間 令和5年1月19日（木）～令和5年2月9日（木）
- ② 提出方法 参加にあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙7）を県労働雇用課職業能力開発係宛てに郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。
- ③ 回答 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、県公式ホームページの以下のページにて公開します。（令和5年2月17日（金）までに回答します。）

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

3 プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間 令和5年1月19日（木）～令和5年2月9日（木）
- ② 提出書類
ア 別紙1 参加申込書

- イ 上記「第2 プロポーザル参加資格」が確認できる書類
 ※(1)から(9)については、「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に搭載されている場合は、省略することができます。
 ※(10)については次の書類を提出してください。
- i 労働保険の加入状況を確認するための書類
 - ・・・直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等
 - ii 社会保険の加入状況を確認するための書類
 - ・・・直近の健康保険料、厚生年金保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等
 - iii 上記の加入義務がない場合は、その事実を確認するための書類
 - ・・・源泉所得税領収書の写し等
- ウ 別紙2 参加者概要書及び関係書類(下記i～iii)
- i 会社概要書(任意様式)
 - ii 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
 - iii 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
- エ 別紙3 誓約書
- オ 別紙4 共同体構成員届出(共同体の場合)
- カ 別紙5 共同体協定書(共同体の場合)
- キ 別紙6 委任状(共同体の場合) ※構成員毎、別葉で提出してください。

③提出方法及び提出先

県労働雇用課職業能力開発係まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和5年2月9日(木)17時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」としてください。

4 企画提案書の作成・受付

別記①訓練計画の中から、希望する訓練分野(実施地域)について、企画提案書を作成すること。

①受付期間 令和5年1月19日(木)～令和5年2月17日(金)

②提出書類 以下の項目について、事業の企画を、様式第1～16号により作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

- ア 企画提案書 ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第1号)
- イ 提案内容整理票・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第2号)
- ウ 企画提案内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第3号)
- エ 訓練カリキュラム ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第4-1号)
- 訓練カリキュラム(職場実習付訓練) ・・・・・・・・(様式第4-2号) ※1
- オ 就職支援内容・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第5号)
- カ 過去の就職実績・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第6号)
- キ 訓練環境等一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第7号)
- ク 運営・指導・就職支援体制・・・・・・・・(様式第8号)
- ケ 訓練実施経費見積書 ・・・・・・・・(様式第9-1号)
- 託児サービス経費見積書 ・・・・・・・・(様式第9-2号) ※2
- コ 使用教材一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第10号)
- サ 職場実習先一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第11-1号)
- 職場実習先の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第11-2号)
- 訓練カリキュラム(職場実習用) ・・・・・・・・(様式第11-3号) ※1
- 講師名簿(職場実習用) ・・・・・・・・(様式第11-4号)
- 使用教科書等一覧(職場実習用) ・・・・・・・・(様式第11-5号)

- シ 託児サービスの内容及び提供施設の概要等 (様式第 1 2 - 1 号) ※ 2
 - 認可外保育施設指導監督基準チェック表 (様式第 1 2 - 2 号) ※ 2
 - ス 使用機械一覧 (様式第 1 3 号) ※ 3
 - セ 社会的課題への取り組み (様式第 1 4 号)
 - ソ 職場見学等実施計画書 (様式第 1 5 号) ※ 4
 - タ オンラインによる訓練実施計画 (様式第 1 6 号) ※ 5
- ※ 1 職場実習付きコースを提案する場合に提出すること。

ただし、職場実習先一覧(様式第 1 1 - 1 号)以外の様式については、県との契約締結後に提出することも可能とする。

- ※ 2 託児サービス付きコースを提案する場合に提出すること。
- ※ 3 建設機械運転科を提案する場合に提出すること。
- ※ 4 知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野における職場見学等を実施する訓練コースを提案する場合に提出すること。
- ※ 5 オンラインによる訓練の実施を提案する場合に提出すること。

③提出部数 6部(正本1部、副本5部)

④提出方法 県労働雇用課職業能力開発係まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合も、令和5年2月17日(金)17時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」としてください。

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加事業者の負担とします。

⑥その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加事業者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日(前日が土日の場合はその前日)の正午までに、辞退届(様式自由)を労働雇用課に持参又は郵送により申し出てください。

6 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

第5 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「離職者等委託訓練委託業務プロポーザル評価会議」において**原則企画提案書類の評価のみ**で行います。

ただし、構成員よりプレゼンテーションが必要と判断されたコースの企画提案については、プレゼンテーションにより評価を行います。

なお、事業者の選定に当たっては、別表1「評価項目及び配点」に基づき、内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催日時 令和5年3月1日（水）、3月2日（木）（予定）

② 開催場所 岐阜市内（予定）

※開催日時・場所は予定であり、正式な時間・場所は後日、各企画提案事業者に通知します。（書面審査のみの場合も通知します。）

③ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 10分間

構成員からの質疑 10分間

④ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は2名までとしてください。（共同体においても1共同体当たり2名までとします）
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び配点

別表1のとおり

4 最優秀提案者の選定方法

県は、上記の評価結果に基づき、「訓練分野（実施地域）」毎に、評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定します。

なお、評価点の合計が、加点上限の合計点の60%以上であることを基準点とします。

5 同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

6 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価会議は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、該当者なしとし、当該科目は実施しません。

7 選定結果の通知及び公表

評価結果は、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

② 全提案者の名称（申込順）

③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）

- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、応募者が2者の場合、③は公表しないこととします。

第6 契約の締結

決定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、決定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

※建設人材育成コースについては、最優秀提案者の決定後、県が国へ協議を行います。国の承認が得られた場合に、上記の手続きにより、契約を締結します。

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、訓練に直接影響のない業務（ちらしの作成等）の一部委託は認めます。

3 個人情報保護

事業者は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

また、受託時に情報セキュリティ体制報告書（仕様書別紙4）、業務完了時に情報セキュリティ対策実施報告書（仕様書別紙5）を提出してください。

4 守秘義務

事業者は、委託業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

①妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

②履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱

に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）
岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係

TEL 058-272-1111（内線3668）

058-272-8412（直通）

FAX 058-278-2676

電子メールアドレス c11367@pref.gifu.lg.jp

注意事項

募集にあたっての地域の区分

訓練を実施する場所の区分（以下「実施地域」という。）は次のとおりとする。

- 【岐阜地域】：岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
- 【西濃地域】：大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
- 【中濃地域】：関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
- 【東濃地域】：多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
※ただし、市名が記載されているものは、記載市のみを対象地域とする。
- 【飛騨地域】：高山市、飛騨市、下呂市、白川村
- 【指定なし】：上記の5地域の中から任意で設定すること。